

新町と呼びわけたるは、後年よりの事ならんか。

○泉八幡神社

當社は、泉町等二百八十餘戸の産土神にて、泉村の鎮守社なり。從來神職神人も奉仕せず。一村の祠社なりしゆゑに、縁起來歴も詳かならず。明治五年十一月村社に列せられたり。

○泉新町

俗に新町とも或は出町とも呼べり。延寶の金澤圖に、泉町までを圖し、泉新町の地は記載せず。此の地は郡地にて延寶の頃はいまだ町屋をば建築せざりけん。其の後の町地なるに依つて、新町とも出町とも呼び來れるなんか。尙追考すべし。

○泉野町立來歴

泉野は上文に既に記載せし如く、國初以來の曠野にて、慶長の頃はいまだ水田もなく、荒地にて松原なりしを、金澤町の地取を廣めらるゝに依つて、舊藩二世利長卿、慶長八年に野町より以南の地をば往還筋町地となし、泉野新町と名づけ、町家を建てしめられしと見えて、左の在判定書

の寫を傳來せり。其の本紙は何れに傳來するにや。

定 泉野新町

一、當町新儀に取立候之間、諸役儀三ヶ年之間令免許事。
一、材木商賣之儀、自今以後當町一所に而可改之事。
一、押買狼藉非分之儀有之者、則奉行所來可申上事。
右守條々之旨、當町急度可相定者也。

慶長八年卯月廿七日 判

按ずるに、泉野新町とは今いふ泉町なるべし。泉新町は夫れより遙か後に町地と成りたるもの也。慶長の末より元和・寛永の頃は金澤市中追々廣められしと見えて、寛永五年八月金澤町の定書にも左の如く載せられたり。

金澤町中御定之條々

一、町役於御免許者御印可被遺之條、其外之儀者不殘御役可仕事。
一、町並之家、奉公人に被下候共、如有來町役可仕事。
一、近年當地所々に相立候新町諸役并諸法度之事、本町之並に町奉行衆より可被申付候。但御運上御地子等之儀者、如有來可指上旨可被申付事。

自餘略之。

右條々無相違様可被申付旨被仰出者也。

寛永五年八月廿三日

横山山城守
三輪法受
本多安房守

石川茂平殿

宮崎藏人殿

堀三郎兵衛殿

○比丘尼所

加賀古跡考に云ふ。泉野出町に比丘尼所とて、いにしへ比丘尼の家ありて、各びんざらといふ物を鳴らし、歌を謡ひ、家々に入りて施物を乞ひありきけり。元祿・寶永の頃までも其の家ありしかど、其の後いつしか絶えて、今は備夫などの家五・七軒を建て、只地名をば比丘尼所とぞいひ傳ふるのみなりといへり。

○比丘尼塚

此の塚は、泉新町國造社の尻地なる田圃中にあり。世人野村の比丘尼塚と呼べり。泉國造神社の向うの後邊をば野村

と稱す。元は泉野新村の村地の田にて、新村より支配せしを、今は泉村の支配と成りたりといへり。右比丘尼塚は小高き墳墓にて、墳上に老大の松二本生ひ茂りたり。天保年中までは三本ありしかど、東本願寺別院再建の時一本伐取り寄附すといへり。此の古墳は今調練場跡の南に當り、其の恰好千日塚に似て少しく低し。此の墳墓の來歴傳承の趣絶えたるか、古老の傳聞等知る者なしといへども、泉新町なる比丘尼所に居たる比丘尼の遺墳なるべしといへり。按ずるに、泉新町なる比丘尼所なる比丘尼は、加賀古跡考に、元祿・寶永の頃までも其の家ありと記載すれば、其の晩年の事と聞ゆれど、右傳説は後人の過聞にて、墳墓の跡にて考ふれば、いと古き事なりしと聞ゆ。右比丘尼の名も傳承せず。時世も考ふべき由なれど、黄檗獨湛が撰びたる扶桑寄歸往生傳尼僧部に、妙緣賀州人。先適監君爲侍女。後起道心。步行都鄙。常誦常住佛性四字。專心念佛唱道爲本。年八十餘臨終。瑞相自證。往生。とある妙緣てふ比丘尼は、何れの地に居たりけん。其の時世等も記載せずといへども、若しくは比丘尼所に居住せし比丘尼もかゝる尼僧なら